

## 柏市指定管理者候補者選定委員会設置要領

制定 平成17年 9月28日

施行 平成17年 9月30日

### (趣旨)

第1条 この要領は、柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年柏市条例第103号。以下「条例」という。）及び柏市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年柏市規則第138号。以下「規則」という。）に基づく柏市指定管理者候補者選定委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (選定委員会の委員)

第2条 規則第4条の2第2項の規定により、公の施設の管理を行わせようとする期間における指定管理者に支払う費用の総額が5,000万円以上の案件その他これに類する案件以外の案件の場合における選定委員会の委員は次の各号に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。この場合において、第1号及び第2号に該当する者として委嘱される委員の合計の数は、2人以上とし、第3号に該当する者として任命される委員の合計の数は2人とする。

- (1) 公の施設又はこれに相当する施設の管理又は運営に関し識見又は経験を有する者
- (2) 公の施設の利用者
- (3) 企画部の参事又は副参事の職層にある者
- (4) 総務部の参事又は副参事の職層にある者
- (5) 財政部の参事又は副参事の職層にある者
- (6) 公の施設を所管する部の参事又は副参事の職層にある者
- (7) 公の施設を所管する課の参事又は副参事の職層にある者

2 規則第4条の2第2項の規定により、公の施設の管理を行わせようとする期間における指定管理者に支払う費用の総額が5,000万円以上の案件その他これに類する案件以外の案件の場合に

おける選定委員会の委員長及び副委員長はそれぞれ前項第3号に該当する者として任命された委員をもって充てる。

(庶務)

第3条 選定委員会の庶務は、施設所管課において処理する。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前になされた所掌事務に関する手続は、この要領によりなされた手続とみなす。

附 則

この要領は、平成17年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月16日から施行する。

附 則〔題名改正〕

この要領は、平成24年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。